

# 第 89 回 入札監理小委員会 議事録

官民競争入札等監理委員会事務局

# 第 89 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 4 月 21 日（火） 17:30 ～18:55

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

### （1）実施要項（案）の審議

○就労条件総合調査（厚生労働省）

○水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査（環境省）

○農業物価統計調査（農林水産省）

### （2）その他

## 3. 閉 会

### <出席者>

#### （委 員）

小林副主査、廣松専門委員、椿専門委員

#### （厚生労働省）

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課 小玉課長、武田統計専門官、渡邊補佐、  
秋山補佐

#### （環境省）

水・大気環境局水環境課 川崎課長、時岡係長

#### （農林水産省）

大臣官房統計部経営・構造統計課 亀田課長、高添補佐、統計企画課 南補佐

#### （事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 89 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の就労条件総合調査、環境省の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査、農林水産省の農業物価統計調査の実施要項(案)について審議を行います。

初めに就労条件総合調査の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課、小玉課長に出席いただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項(案)の修正点について御説明いただきたいと思ひます。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○小玉課長 御紹介いただきました厚生労働省の賃金福祉統計課長の小玉と言ひます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま副主査の方から御指示いただきましたように、前回の御審議を踏まえて入札実施要項(案)に修正を加えた点などを説明させていただきます。

お手元の資料の1-2、入札実施要項(案)の10ページを開いていただきたいと思ひます。このウの(ア)と(イ)をごらんいただきたいと存じます。

このうち(ア)では、2行目以降のただし書きにおきまして、全体の有効回答率の目標水準といたしまして、17年~19年に実施した調査の有効回答率の平均に20年調査からの調査対象の拡大による影響を考慮した率である78.1%を目標とするとしておりまして、また(イ)では、同じく2行目の以降のただし書きにおきまして、企業別の有効回答率の目標水準といたしまして、17年~19年に実施した調査において最も低かった調査年度の各企業規模別の有効回答率に20年調査からの調査対象の拡大による影響を考慮した率とするとしておられるわけですが、前回の御審議におきまして、この調査対象の拡大による影響について、入札実施要項の中に記載すべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

そこで(ア)では、3行目から5行目にかけて、括弧書きを追加いたしまして、別紙4の4従来の実施における目標の達成の程度(注記事項)を参照、平成20年調査ではマイナス3.1%と加えたところでございます。

また(イ)では、4行目から5行目にかけて、同様の趣旨である括弧書きを追加いたしまして、別紙4の4従来の実施における目標の達成の程度(注記事項)を参照と加えたところであります。

更にその上で、参照すべき別紙4の該当箇所でございますが、27ページを修正しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

27ページ、具体的には、下の方の4番、従来の実施における目標の達成の程度におきまして、ここで注記事項の○が2つございますが、このうち2つ目の○の記述を加えたものでございまして、そこに書いておりますように、19年度の20年調査からは調査対象を「本社30人以上の企業」から「企業規模30人以上」に拡大したこと、拡大前の基準によります有効回答率は括弧の中に書いてあること、それから、20年調査におけるその他の有効回答率低下の要因としては、調査手法の変更等が考えられることを明記した上で、その上の表になりますが、19年度の実績の欄には、拡大前

の基準によります有効回答率をそれぞれ記入したところでございます。

修正点は以上でございますが、このような修正を施した上で、厚生労働省の方で3月30日から4月13日までの間、意見募集を行ったところ、提出された意見はなかったということに合わせて報告申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見があればお願いいたします。

○廣松専門委員 前回ではほぼ実施要項に関しては、議論が終わっていると思いますが、前回要望いたしました点に関しては、十分修正されているように思いますので、私はこれでいいと思います。

○小林副主査 では、事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 ありません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を重ねてまいりましたけれども、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますと思いますが、委員の先生方、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項等がございましたら、事務局において整理をしていただいた上で、委員にその結果を送付させていただきます。

また、厚生労働省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございます。

（厚生労働省退室、環境省入室）

○小林副主査 続きまして、水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省水・大気環境局水環境課、川崎課長においでいただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点について御説明をいただきたいと思っております。

なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○川崎課長 お手元の資料を少し開けていただきまして、資料B（委員限り）というのがございます。民間競争入札の実施要項につきまして、前回、基本的な考えについて御審議をいただきまして、それに基づき意見募集を3月6日から2週間ほど行いました。

その中で返ってきた意見は1件だけでございます。それが、この資料Bに書いてございます。

少し説明させていただきますと、意見については、真ん中以降です。排出量の総合調査については、統計データを取ることに以外に、施設管理者に排水の状況記録、適切な施設維持管理といった面で適度な監視の役割をもっているという御意見でございまして、これに関して、毎年実施していたものを隔年で調査して大丈夫でしょうか、少し不安といったような面からの意見でございます。

それに対して、当環境省の考え方を回答の欄に書いてございます。3行目の括弧書きに書いておりますのが、実施要項にありますように、その目的でございますが、水質汚濁物質の排出量の動向を的確に把握し、排出基準の制定とか、見直しに資するというのが、この大きな目標でございます。そのために、コストの削減を含めて、効率的な実施をすることから今年より隔年の調査に変えようとしたところです。

それ以降に、本調査の付加的な効果として、御意見にありますような適度な監視の役割も担っております。

現在、公共用水域における健康項目の環境基準の達成率が99.1%、残り0.9%はヒ素と鉛でございますが、自然由来、土壌に結構ヒ素がございますが、鉱山で鉛というのが微量に出てくる特定された現場がございまして、ほぼ人間の健康項目というのは、排水という行為に関しては100%の高い水準にあるということから、調査の精度を下げることにより、直接的な悪影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

また、監視の役割についてですけれども、今後の水濁法の確実な執行によって担保されているものと考えております。いわゆる立入調査もしかりでございますし、各事業者においては、事業単位ごとに公害防止の管理者を置いて、適切に管理をやらせているという両面を持っております。

また、指導は県で行いますけれども、県の指導のデータは余りお金もかかりませんが、毎年取るという考えをしておりますので、御意見にありますような大丈夫でしょうかという御懸念については大丈夫だと判断をしております。

そのことから、前回御審議いただきました実施要項に基づき民間競争入札を実施させていただきたいというのが、今回の御報告でございます。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

○椿専門委員 パブリックコメントに対しては、パブリックコメントで非常に慎重に回答していただいたのではないかと思います。適度な監視の役割というのも、相当練られた表現で、本来の監視の役割は下にあるように、水濁防止法上のいろいろな制度があって、そちらの方が主たる役割を持っているのではないかと思いますけれども、恐らくこの御意見自身は、そういう統計の仕組みというよりは、環境全体のことを考えた善意の御意見だったと思うので、このような回答でよろしいのではないかと理解しております。私は、これで結構かと思っております。

○廣松専門委員 私も今回、新たに、最初の案とは違う形で修正された案は、結局、全数調査に近い形ですから、統計調査とは言いながら、半分行政記録に近いような性質を持っているデータだと思います。

その意味で、この調査結果がパブリックコメントにあったような管理のための、その基礎的なデータを提供するという機能は十分果たし得ると思います。

私も、これで実施要項としてはいいのではないかと判断します。

○小林副主査 ありがとうございます。事務局の方から何か確認することはございませんか。

○事務局 事務局からは特にございません。

○小林副主査 それでは、私の方から確認の意味でコメントをさせていただきます。

本調査は、これまでも民間委託によって実施されておりましたけれども、今回は契約期間を複数年とする一方で、全数調査を隔年とするという変更や政府統計オンライン調査システムの導入もあって、環境省におかれましては、民間事業者との連携を密にさせていただきまして、統計の質の維持の向上に一層努めていただきたいと思いますと考えております。

特に本実施要項においては、民間事業者からの定期的な報告や民間事業者からの提案の採否について環境省が民間事業者と協議をして決定することになっておりますので、民間事業者の過度な負担にならないように注意していただくとともに、質の達成のために適切なモニタリングを行っていただき、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回の審議を重ねてまいりましたけれども、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告書の作成について、私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付させていただきます。

また、環境省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

（環境省退室、農林水産省入室）

○小林副主査 続きまして、農業物価統計調査の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課、亀田課長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。

説明を20分程度でお願いいたします。

○亀田課長 御紹介に預かりました経営・構造統計課長の亀田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、農業物価統計調査における民間競争入札実施要項を御説明したいと思います。

まず、お手元の資料の実施要項（案）の1ページでございます。まず、農業物価統計調査の概要ということでございますが、農業物価統計調査は、農産物生産者価格調査、それから農業生産資材価格調査の2つからなっておりまして、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握しまして、その結果を総合して、農業物価指数を作成することと、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備するということを目的としております。

調査としましては、農林水産省の地方統計組織を通じまして、国が非常勤の一般職国家公務員として任命した調査員が調査票を用いて農産物出荷団体等と生産資材を販売する小売店等の調査客体に対して、面接、電話による方法により、また、調査客体が特に希望する場合には、調査票を配付し、ファックス等を使った自計調査による方法により実施しているところでございます。

1ページの2のアのところでございますが、調査の対象ということで、農産物生産者価格調査につきましましては、調査品目別に取扱量が多いなど、価格形成指導力を持っています出荷団体等、これは主に農業協同組合、出荷組合、集出荷業者とか食肉卸売市場等がございますけれども、そういったところに対して調査を行うということでございます。

2ページ目の農業生産資材価格調査につきましましては、都道府県別に所在します農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、小売価格を代表する小売店等を対象として調査を行うということでございます。

また、調査品目につきましましては、農産物生産者価格調査は農家が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目、農業生産資材価格調査につきましましては、農家が購入する生産資材のうち、支出の大きな品目、これを指数採用品目としまして調査しております。また、これに加えまして、特に行政施策上重要な品目について価格調査品目として調査しております。

当調査で調査しております品目の一覧につきましましては、お手元の資料の45ページからになります。45ページから47ページまでが農産物生産者価格調査でございまして、合わせて129品目となっております。そのうち価格調査品目が9品目ということになっております。

それから、農業生産資材価格調査につきましましては、48ページから51ページまでとなっております。172品目。うち価格調査品目は36品目となっております。

また、2ページ目に戻っていただきまして、イ、調査の規模でございますけれども、調査客体数については農産物生産者価格調査のうち、一般農産物生産者価格調査については、約1,500客体、2番目に野菜生産者価格調査ということで約850客体を対象としております。

また、農業生産資材価格調査については、約1,300客体ということで、合わせまして約3,650客体程度を対象として調査をしております。

なお、都道府県別調査客体数につきましましては、26ページの別紙2に付けておりますので、参考にいただければと思います。

このように都道府県別に一般農産物、野菜、農業生産資材と、それぞれ調査客体に対して調査し

ているというところがございます。

引き続きまして、2ページのウのところ、調査時期についてでございます。

品目別の調査月についてでございますが、農産物生産者価格調査は、品目別、都道府県別に調査月が設定されておりまして、特に生産月に季節変動があるものですから、そういう形になっておりまして、52ページから77ページの別表2のところをごらんいただきたいと思います。

このように、品目ごとと県ごとに時期が違うというような特徴がございますので、調査月を指定しているということでございます。

それから、農業生産資材価格調査につきましては、これは毎月調査しますが、一部品目につきましては、78ページの別表3というのがございますけれども、資材でも季節性があるということで、このように調査月を指定している品目がございます。

調査日ですが、これについては、一般農産物生産者価格調査、それから農業生産資材価格調査は毎月15日現在。それから、農産物の中でも野菜価格調査については毎月5日と15日現在の2回といった形で調査をしております。野菜の場合、非常に価格変動が大きいということで、2回調査しているところがございます。

3ページ、エの調査事項ということがございますけれども、農産物生産者価格調査につきましては、農産物生産者価格、これは農家が生産した農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格ですが、実際の農家の庭先価格を調査しております。

イの農業生産資材価格調査につきましては、農業生産資材価格ということで、農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格を小売店等において調べております。

オとして、従来の調査の流れというところがございますが、これはお手元の資料の25ページ目をごらんいただければと思います。農業物価統計調査の流れ図、従来の実施方法と書かれたものがございます。

一番左側に農林水産省とございまして、調査票等の原稿作成、印刷。その右隣に、農林水産省地方統計組織が調査客体の選定、銘柄の決定、名簿の作成を行います。

そして、調査客体に対して、協力依頼、確認、調査品目・調査月の確認というのを行いました後に、これは調査としては、調査客体の意向によって2通りの調査の方法をしております。

1つは、調査員によって面接、聞き取りを行いまして、それで調査票を作成する他計調査。

もう一つは、調査員に会うのが余り好ましくないというような客体もありまして、そういった客体に対しては、調査票を直接配付いたしまして、それを客体が自計で記入して、ファックス等で回収するという2通りの方法で、調査しているところがございます。

調査員による他計調査は、全体の中で約6割という割合でございます。

それから、客体からの問い合わせ、苦情等の対応をいたします。更に回収できない客体に対しては督促を行うといったことを通じて調査を実施しているということでございます。

一方、ファックス等で回収する調査票につきましては、農林水産省の地方統計組織から督促等を行う。あるいは回収を行うといった流れになります。

そして、集めました調査票につきましては、右側の欄に地方統計組織で調査票の審査、それから、



調査客体への疑義照会というのを毎月行います。

また、その下にありますように、毎月調査票を統計のシステムに入力し、都道府県別のデータを集計していく。また、都道府県別の結果表を作成しまして、それについて適正かどうか審査をするといったような業務を行います。

一方、括弧書きで調査翌年2月末と書いてございますのは、これは年計のとりまとめという作業がございまして、1～12月までの結果につきまして、確定価格結果審査を行い、より正確な価格について再度とりまとめて、調査翌年2月末、都道府県別の確定価格結果表を作成します。

このほか、地方統計組織の一番下にありますように、結果の検討を行い、それから、価格変動要因等整理表というものを作成いたします。この価格変動要因等整理表ですが、先ほどの入札実施要項の4ページの(オ)の①のところにありますように、調査員が聞き取りしたメモや情報収集によりまして、価格の主な変動要因を整理していただきまして、それを農政事務所に提出するという扱いとしているところでございます。

こうして本省の方に提出されました都道府県別結果表に、本省収集品目のデータを加えまして、集計し結果表を作成し、物価指数を作成します。

調査結果については一番左側にありますように、調査分析、結果公表の月次指数を毎月末日、年次指数については年1回、公表をしているところでございます。

引き続きまして、民間へ委託する業務の御説明に移らせていただきたいと思います。

5ページをお開けいただければと思います。(2) 農業物価統計調査に係る請負業務の内容というところでございます。

請負業務は農業物価統計調査における実査の準備、調査票の配付・回収、記入、督促、照会対応、それから、調査票の審査、調査票データの電子化、集計、調査客体への謝礼支給といった流れで業務を行うこととなります。

業務の期間については、平成21年11月1日から平成24年3月末日ということで複数年契約で実施を予定することにいたしております。

それから、民間への委託業務の詳細についてはですけれども、28ページの別紙4をごらんいただきたいと思います。

内容的には、先ほど御説明しました、現在の調査の実施方法の実査部分を民間業者に委託する形で整理しているところでございます。

流れとしましては、一番左側にございますように、農林水産省の地方統計組織におきまして、調査客体の選定、細部銘柄の決定、それから名簿等の作成までの業務を行います。

また、農林水産省におきましては、調査関係用品の原稿作成とともに、調査対象の一覧表を作成するといったような業務を行います。

これを受けまして、民間委託の対象範囲の枠で囲った部分、先ほどの従来までの業務でいきますと、調査票の配付から回収、それから審査のところまで、これが民間業者の行う範囲ということになります。

具体的な内容としましては、枠の中の左から2番目にありますように、調査関係用品の印刷を前

年の12月までに行っていただきまして、調査票を配付するという流れになります。

また、調査客体別に調査品目、それから調査月の確認、調査客体の協力依頼・確認を前年11月以降に行っていただきまして、調査票を配付する場合には、直接配付します。

また、調査員による他計調査の場合には、調査員を確保・指導するという流れになります。

調査員による場合には、調査客体への面接・聞き取りによる調査票の作成を行います。

それから問い合わせや苦情等への対応、未回収調査客体に対する督促といったよう業務が出てくるということがございます。

また、調査票の回収の部分については、民間業者の創意工夫により設定することになると思いますが、郵送による回収も可能ですし、あるいはインターネットによるオンラインでの回収の手段も用意しているところでございます。

こういった形で回収した調査票を確認・整理しまして、一番右の欄にございますように、毎月末までに調査票の審査、調査客体への疑義照会、それから調査翌年2月までに確定価格の結果審査。これも先ほど説明したのと同様でございます。

それから、毎月末まで、調査票の電子化、都道府県別のデータ集計、都道府県別の結果表の作成、それから2月末までに都道府県別の確定価格結果表を作成といった流れで業務を行います。

最終的に、結果の検討を行い、それから価格変動要因の整理表を作成していただき、その結果を本省の方に送っていただきます。

データについては、集計プログラムに入力し本省に報告する形になります。

その後、本省の手続については、先ほどと同様でございます。

以上が請負業務で行った場合の調査の流れということになります。

なお、少し触れましたけれども、従来の調査方法のほかに、平成22年1月から政府統計共同利用システムというのがございまして、そのシステムを利用したオンライン調査を導入するというようにしております。

それについては、お手元の資料の30ページから31ページ、こういった形で、インターネットの利用が可能な客体に対しては、なるべくこちらの方で調査を行っていただくようお願いするというようにしておりますが、こういった内容の案内をお渡しして、オンライン調査に御協力をいただくことにしているところでございます。

それから、お手元の資料の実施要項の方に戻っていただきまして、10ページ目をごらんいただきたいと思っております。

情報セキュリティの管理というところでございます。

本業務の実施に当たりましては、情報漏洩防止を始めとします、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置く、それからセキュリティマニュアルを作成して、的確な情報管理を行っていただくことにしております。

また、調査関係用品、不要となった帳票、電子媒体類は契約終了時までには粉碎等により破棄する、また、情報セキュリティに関する事故等が発生した場合には、速やかに農林水産省に報告して、今後の対応方針について協議するといった内容を盛り込んでいるところでございます。

11 ページの(4)のところでございますが、業務遂行に当たり確保されるべき質についてでございます。業務を実施するに当たって、調査結果の質を確保するため、以下のア～エまでの4項目について配慮していただきたいということにしております。

アとして、業務の実施に当たり、工程ごとに作業方針を策定しまして、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施する。

イとして、照会対応業務については、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合、民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応していただきます。

ウとして、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する関係上、調査客体を有意に選定し、可能な限り固定することといたしております。

このため、一連の業務を通じて、調査票の回収率は100%を達成するというにしております。

これは、従来から有意に価格を的確に反映し得る客体を選定して、継続的に100%回収をしているということで、この点については、質の維持という意味で100%で実施していただきたいと考えているところでございます。

エとして、報告期日までに報告するとともに、調査票の審査、調査結果票の検討については、農林水産省が示します審査・集計・検討事項一覧表というものがございますが、そちらの検討事項すべてについて審査等を行っていただくことで、質を確保していくこととしております。

最後に、落札者決定に当たっての質の評価項目についての御説明になりますが、13 ページの6でございます。落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法でございます。

落札者の決定につきましては、総合評価落札方式によることにしております。また、評価においては、外部有識者による審査も行うということにいたしております。

落札者を決定するための評価につきましては、提出された提案書の内容が業務の目的・趣旨に沿いまして、実行可能なものであるかということとを必須項目として評価しまして、創意工夫等によって効果的なものであるかということとを加点項目として評価する方法で行っていくことにしております。

具体的には、37 ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、別紙12のところはこの評価項目の一覧表を整理してございます。

大きく「1 実施計画」「2 実施体制」「3 個別業務の実施方法」ということに分かれておりまして、それぞれ右側の方に得点配分ということで、必須の基礎点を配分しておりますが、全部合計すると50点ということで、これについては、1つでも欠けると不合格になるということでございます。

それから、その右側に加点という欄がございますが、こちらが加点事項ということになっておりまして、合計するとこれが150点で合わせて200点になります。

これに加えまして価格点というのがありまして、入札価格の評価した点数を加えまして、合計300点の評価で総合評価をしていくということになります。

特にこの中で星印を付けたものについては、新規性、創造性、効率性を求める項目ということになっております。

例えば 2.2 の本業務従事予定者の研修ということでは、研修の計画に工夫が見られるか、あるいは統計調査の特徴、特性が理解されて工夫があるかどうかといったようなところの工夫を見ていきたいということでございます。

また、個別業務の実施方法につきましては、例えば 3.1 の 2 番目の配付の方法、頻度について、業務を円滑に行うための創意工夫による設定がされているかどうか。あるいは 3.2 にありますように、調査客体からの問い合わせ・苦情に迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているかといったようなことが創意工夫を求める事項として整理してございます。

なお、2.4 の組織の専門性のところでございますけれども、これはすべて加点項目としており、必須項目というのにはございません。

その理由としましては、必須項目にしますと、民間事業者の参入のハードルが高くなるのではないかと指摘を受けたところでございまして、加点項目として評価を行うことにしているところでございます。

調査の主な流れと入札の実施要項の概要の説明につきましては、以上のとおりでございます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○廣松専門委員 幾つか御質問したいと思います。まず、最初に、この計画ですと、従来他計方式、自計方式以外にオンラインの調査の方法も認めるということですが、そのとき、これを受託した民間事業者として、3つの調査方法による集まってきたデータ、情報をどううまく整理をするかという点、そこはたしか創意工夫の1つのポイントだろうと思うんですが、その点に関して、今までの御経験からして、オンライン調査システムの割合というのは、最初どれぐらいになりそうとか、そういう見込みがございましたら伺いたいということ。

2番目として、これはほかの調査でも議論になるところですが、5ページのところで、農林水産省からの貸与物件として、登録調査員の名簿というのがありますが、勿論同意された調査員の方のみに関する名簿を貸与するということだと思います。後ろの方の情報開示のところを見ると、この調査では大体ここ何年間か 200人以上、270人とか 230人程度の規模の調査員を確保する必要がある。

そのうち、登録調査員の方の協力というのは、どの程度得られるのか、その辺の見通しというか、予想をお伺いできればと思います。

3番目として、今の情報開示の、39ページの非常勤職員に関してですが、調査員手当について、18年度と19年度、20年度の数値があります。20年度は、まだ実績が出ていないということで、19年度のままのようですが、客体数がかなり異なっているようであり、その点に関して、補足の説明をいただければという点、とりあえず、以上3つの点、質問ということでお願いします。

○亀田課長 それでは、1点目のオンライン調査につきましてですけれども、オンライン調査については、既にほかにも実施している調査がございまして、統一的な政府統計共同利用システムの利用手順に従って、スムーズに実施されるのではないかと考えております。

ただ、どのぐらいの利用者が見込めるのかということにつきましては、そういった設備が整備さ

れている客体については、なるべくお願いをして効率化を図ろうと考えておりますが、どれぐらいかという見通しはまだ立っていないところでございます。

2点目の名簿でございますが、登録調査員の名簿については、必ず登録調査員の名簿を提供するというものではございませんで、特に民間事業者がこういった調査員の情報が必要だと、そういった照会を受けた場合に農林水産省から情報提供の可否をそれぞれ調査員に確認いたしまして、名簿を提供するというようにしているところでございます。

情報開示のところ、40ページに非常勤職員の従来への調査で何名使ったかという数字として、平成18年度約270名、19年度約233名、20年度約233名ということで、18年度は最初ということもありまして、少し調査員も多めに確保して実施したということですが、辞退される人等もあつたりというようなこともありまして、19年度から約233名でやっているところでございます。

この方たちの協力が得られるかどうかということにつきましては、実際に民間事業者の調査になった場合に、協力が得られるかどうかというのは、確認していく必要はあると思っておりますけれども、従来と同様の形で調査を行うということを考えれば、今までと同様に協力していただけるのではないかと考えているところでございます。

○高添課長補佐 それでは、3点目の39ページの客体数の部分についてです。確かに18年度を見ますと約4,250客体、19年度、20年度を見ますと、約1万9,000客体となっております。

これにつきまして、18年度につきましては、19年1月から3月の実績でございまして、その3か月間の延べ客体数でございます。19年1月から調査員調査を実施したということで、ここからスタートしたものでございまして、19年度、20年度につきましては、その1年間の結果ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○廣松専門委員 18年は18年4月から12月までは職員調査の形で行われていたということですか。

○高添課長補佐 18年12月までは調査員調査ではなくて職員調査でやっておりました。

○小林副主査 それは、どこかに記載されているんですか。

○高添課長補佐 その記載はないです。

○小林副主査 ですから、人件費の中で、常勤職員18年度のところのコストの部分と人件費と、非常勤職員の人件費の部分というのが、19年度と違う構造になっているわけではないですか、今の御説明でわかったんですけども、そこのところは実施要項のところ、ここに記載されていることだけでは読み込めないで、その点は書かれた方がいいんじゃないかと思えます。

○亀田課長 そこは、もう少しわかりやすいように工夫したいと思います。

○椿専門委員 幾つか教えていただきたいんですけども、まず、第一に、今回の調査の中にあります、代替調査客体の選定のような話というのは、これは有意に抽出されて、かなり協力していただけの客体を選んでいるということで、この部分に関しては、当然農水省さんが初めて交渉して、選定に当たるといことが原則であって、なかなかこの業務自体大変難しい関係性があるということ、単純な確認なんですけれども、そういう認識でよろしいのかということが第1点。

第2点は、価格変動要因等整理表というのに関しては、品目別の価格の変動要因等の検討を行うという形で、その要因などに関する検討を記載しなければいけないということで、割と従来もどろいうプロセスでこういうものができていたかということに関して、若干不安が生じるのではないかというふうに思ったんですけれども、それほど困難な業務ではないのかどうかということに関しての見通しを教えてくださいということ。

あと、先ほどからもございましたけれども、常勤職員並びに、特に非常勤の実際に調査の当たった方に関しては、おおむねこの情報を見れば、各県ごとの単位で調査員が230名ずっと張り付いているというふうに読まれるんだとは思いますが、この部分に関しては、それほど変動がなくて、毎月の月次の調査ですから、それなりに地域ごとにそれなりの調査員がいたと、特にこの記載のとおり、増減というものが無いということ、これは確認にすぎません。

一方で、地域ごとに調査員がいるという前提で、物件費等に交通費あるいは調査員にかかった費用というものが入っているという認識なんですけれども、もし、民間調査会社が、参考になるとすれば、実際の調査員調査の中でかかった移動の経費は、物件費の中で大体どれくらいの内訳になっているかということはずぐ見られるかどうか。

以上の点に関して教えていただければ幸いです。

○亀田課長 1点目の代替客体の確保ということでございますけれども、例えば8ページの(カ)の④のところにありますように、年度途中で調査客体が休業、廃業及び調査品目の取扱いが中止するなどの情報を得た場合は、農林水産省に速やかに連絡して指示を求めます。

また、年度途中で脱落したら、農林水産省で代替の選定を行う。そして、代替した客体に対して民間事業者が確定するといったような流れで、代替の客体を選定していくということになりますけれども、これについては、やはりその地域を代表する物価を示す客体というものを選定していかないといけないということで、地域のさまざまな組織からの情報とか、あるいはそのほかからの情報など、農林水産省の地方組織の持っている情報で適切な客体を選定されるということですので、そこは農林水産省としてやらなければいけない部分と考えているところでございます。

2点目の価格変動要因、これについて、先ほども4ページ目のところで御説明しましたように、調査員が調査客体からの聞き取りでどのように物価が変動したのか、その理由は何なのかといったことをメモしたものとか、市況情報等や地域の新聞等の情報もあると思いますが、そういったものを総合して、変動要因を整理して、提出していただくということでやってきたものでございまして、こちら辺についても民間事業者にやっていただくとすれば、創意工夫で収集できる情報があればそれでも結構ですし、そういった方法で収集していただければいいのではないかと考えております。

○椿専門委員 これは、単純に今までどんなことをやっていたかという例示といいますか、そういう話は、例えば民間の方々に、今まではこんなものであったというような現状は容易に示せるんですね。

○高添課長補佐 そうですね、具体例で示したいと思います。例えば前年比、前月比、プラスマイナス、非常に大きな差があった場合、それが天候による要因なのか、市況等による要因なのか、そういったものを総合的に把握していただくということでございます。具体的なものは、業者の方に

は示したいと考えております。

○椿専門委員 どうもありがとうございました。それから、3点目の調査員の移動に関わっているような経費のことがどの程度の比率かというタイプのことなんですけれども。

○南課長補佐 39ページの(2)の物件費の中に一応、自動車関係費というのがうたわれているんですけれども、今、手元に、このうち自動車関係費はどれだけなのか。

○椿専門委員 ここがそれだと思ってよろしいですね。

○南課長補佐 はい。

○椿専門委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○南課長補佐 ちょっとよろしいでしょうか。先ほど廣松先生からの御指摘の中で、1つオンラインの導入の割合のお話がありましたけれども、他調査の傾向を見ますと、おおむね2割程度の客体がオンラインで報告しているというような状況がございます。

ちなみに4割程度の客体がファックスで回答しているというような調査結果もございます。

それと、登録調査員のうち何名程度が協力していただけるかというようなお話がございましたけれども、詳しい数字はつかんではおりませんが、おおむね1割程度かなと見ております。

先ほど課長から御説明がありましたけれども、必ずしも登録調査員が協力していただけるということではございませんので、その辺をよろしくお願いします。

○廣松専門委員 その意味では、26ページのところで調査客体数は明示されているわけですが、それぞれ都道府県単位で、これまでの調査員の実績の数というのは入れることは可能なんですか。

○亀田課長 これについては、今、手元に資料がないので調べてみないとわかりません。必要であれば、また。

○小林副主査 今の御指摘、情報があると大変調査員の獲得といいますか、目安にはなると思いません。

○亀田課長 ただ、調査員1人当たり10客体程度という割合ですので、その割合で見ていただければと思いますけれども、正確なことについては、地方の組織に聞かないとわかりません。

○小林副主査 私の方から、この実施要項の作り込みが、業者さんが見ればわかるのかもしれないんですけれども、私にとってはよくわかりにくいところがあって、6ページのところに業務内容の工程が①～⑤まで書いてあるので、それで大体の工程はつかめると思うんですけれども、結局、この調査で質の獲得、100%という質のレベルを達成しながら、何をアウトプットとして出していかなければいけないのかというのが、具体的に、先ほどの価格変動要因調査みたいなものはわかると思うんですけれども、例えば後ろの方に、例えば別紙の8とか、これは農業物価統計調査、問い合わせ・苦情等対応状況というのと、その次の別紙の⑨が調査票提出枚数等確認票で、別紙の10が督促状況です。別紙の11が疑義照会状況になっているんですけれども、つまり、結局、これの市場化して落札した業者が成果物として出さなければいけないことと、その成果物を出すために、オペレーション条項として実施していかなければいけないこととの区分けというのが、よくわからなかったんです。そこのところは、私の思い違いなのか、それとも何か整理ができるのかというのはいかがでしょうか。

○亀田課長 提出する内容としては、要するにメインの調査のデータを取りまとめたもの、これが9ページの(ク)、①のところでございます。毎月審査を終了した調査票について、都道府県別に農林水産省が別途提示するファイルフォーマットに基づいて電子化しまして、電子化したデータを農林水産省が貸与する都道府県別の集計プログラムに基づいて集計して、都道府県別結果の電子ファイルを作成していただきます。それを調査に属する月の末日までに農林水産省に提出していただくと、これがメインの提出物でございます。

ただ、先ほど申しましたように、それについて、きちんと変動要因を説明できるようにということで、価格変動要因整理表というものも作っていただきまして、これも同様に提出していただくということにしております。

そのほかのものにつきましては、民間事業者がいろいろ対応していただいたことについて、やはりモニタリングしなければいけないということがございますので、例えば8ページ目に、(オ)の問い合わせ・苦情等の対応につきましては、④のところでは問い合わせ苦情等の対応状況でございますとか、あるいは次の(カ)回収・督促のところについては、③のところには農業物価統計調査督促状況というのがございますが、そちらを提出していただくというように、関連した書類を提出していただく流れになっているところがございます。

○小林副主査 結局、実施要項が民間の方がわかりやすく、民間の創意工夫を生かしてということになると、この統計調査というのが、どういう目的のもので、どういう対象、どういう範囲のものをやるのか、調査客体はどんなものなのかということと、アウトプットとして調査の結果としてどんな成果物を出さなければいけないかということと、それが質のレベルで言うと、100%で調査できなければいけないということがわかって、それをするために、従来はこういうことをやって、勿論モニタリングのために、こういう証票というか、事業についての調査課程での記録を出していただくということも必要なかもしれないんですけども、民間事業者にしてみると、結局業務プロセスを効率化して、あるべき水準のものを達成するというところに、なるべく集中したいと思うのが自然なのではないかと思うんです。ですから、そこに競争が働くのではないかと思うんですね。

ですから、もう少しめり張りが効いたようにつくっていただくということにはできないんですかね。それは、難しいと、今までのこういうつくり込みがいいんですか。

○事務局 実際に記述が飛び飛びになっているというのはありますけれども、基本的に10ページのところでまとめてあるオの納品物件というところで、いわゆる業務プロセスに応じて、それぞれの各段階で提出すべきものがあるということで、プロセスの途中段階でおかれるものは、例えば照会状況であるとか、そういったものがあるわけですけども、最終成果物としては、結果表であり、整理表であり、調査票である。

回収率が100%ということは調査票がすべて提出されているという意味合いですから、ここでポツの下から3つ目のところで回収対象数を確認した結果というのがありますので、一応、各プロセスに対応した形で納品物件があるということですから、参照する箇所が飛び飛びというのは、確かに見にくい点ではありますが、納品物件が基本的にアウトプットということで考えれば、よろしいのではないかと。



○小林副主査 それは、委託費の支払いの方法のところの記述とも関連していて、委託費の支払いについては、どこでしたか。

○事務局 報告事項と業務の管理を確認できる書類等となっているのは、業務を確認できる書類等というのは、いわゆる納品物件を指しているわけですから、最終的なアウトプットは納品物件で列挙されているものだ。納品物件の列挙の仕方は、基本的にはプロセスに応じた納品物件という整理をされているので、一応こういうスタイルなんだと思うんですけども。

○小林副主査 ですから、いつ、どのプロセスで、どの物件を納品して、そうすると、それは業務の実施の進捗度が図られて、委託費が払われますということを、どうやって読み込めばいいんですか。

○事務局 委託費の支払いというのは、プロセスごとではないので、最終的なアウトプットまで含めて、そろわないと、それはそうです。最終成果物があるので、そこまでがそろわないと、全部の業務が完了したことがわからないと。

○小林副主査 さっき書き込みは、そんなふうになっていましたか。委託費の支払いはどこでしたか。

○事務局 委託費の支払いは、11 ページのところですけども、確認は各プロセスで行う。ただ、金額は確認した後、業務に応じたというのは、業務全体という意味ですね。最終的なアウトプットまでないと、結局、各プロセスが出ても、それは完全な業務の履行にならないので、そこは業務応じたというものの読み方が違った読み方をされるとまた違うんですが、基本的には業務に応じたというのは、全体の業務という書きぶりなんです。

いわゆる統計調査というのは、プロセスがあって、でも、最終成果物というのは最後にあってという仕組みになっているので、各プロセスを確認しつつも、最終成果物まであって初めて支払いができるというような、それがいわゆる業務の完了というのは、各プロセスということではなくて、最後のプロセスまでという意味合いでとらえている。

○小林副主査 そうしたら、先ほどのいろいろオペレーション上のチェックをしているレポートというのはアウトプットとして出さなければならないということも求められているということですね。

○事務局 そうですね。質の中に確実な実施ということで、定量的に確認できない部分がありますから、要するにプロセスがちゃんと行われているかということも込みでとらえている。

○廣松専門委員 契約は3年間ですね。

○事務局 はい。

○廣松専門委員 そうすると、10 ページのところの納品物件で、調査年の翌年2月28日までにここに挙がっているようなものが納品されれば、その年ごとに委託費を支払うということによろしいんですか。

○事務局 そうですね。11 ページの契約金の支払いについて、年度ごとの契約金の支払いというふうになっていますが、プロセスごとではなくて、各年度の一貫した全体での業務の終了というのを見て年度ごとに払っていく。

もし、更にとという表現があれば盛り込みますけれども、一応、これで読めるような形です。

○廣松専門委員 別の件でよろしいでしょうか。

○小林副主査 はい。

○廣松専門委員 これは、当然、大変注目を集める点だと思われまますけれども、11ページのウの品質の保証というところで、回収率100%と明記されています。この回収率の達成には受託した民間事業者の努力も必要でしょうけれども、農林水産省の方でも協力をしていただかないと、この100%というのは、なかなか難しいように思います。

その点、是非、単に委託をするということではなくて、是非農林水産省の方でも御努力いただければと思います。これは、意見というよりも要望でございます。

○亀田課長 当然協力もいたしますし、また、どうしても協力いただけない場合は、代替客体の選定ということで、必ず100%確保するという点については、民間業者に協力しつつ実施していくことにしております。

○小林副主査 その点の書きぶりは、何か業者が全部やるような書きぶりになっていませんか。全部継続して調査が行われるよう協力をお願いすることとか、調査への協力を依頼し、調査客体を確定することというふうに、図の方でもそう書いてあったので、ここはそれでいいのかなと思ったんですけども、調査客体への協力依頼、確認というのが、委託された人の義務のような、やるべき責務のように全体としては書かれているような気がするんですけども。

○亀田課長 その点につきましては、例えば先ほどの7ページの調査客体の協力依頼ということで、例えば調査客体の継続は、やむを得ず困難になった場合、7ページの中ほどの(ウ)の①、②というところで、業者からの報告を受けまして、代替の調査客体選定を行う。それを受けまして、民間事業者の方で調査の趣旨、それから調査内容の説明、協力を依頼し、確定するといったことで書いておりますけれども、代替の調査客体を選定する際に、国の側で調査をお願いするという作業が伴いますので、それを受けて民間事業者側でも重ねて協力をお願いして確定といったようなことにしているわけございまして、その点は、国として協力できることはやるということで対応していくつもりでございます。

○小林副主査 いかがでしょうか。どうぞ。

○椿専門委員 今の点ですけれども、調査の回収率100%に関しては、いろいろな保障する手続があるわけですけれども、11ページの方の調査客体を有意に選定し可能な限り固定しているの、100%という目標は、かなりそれなりに普通の話だとかなかなかいかないんですけども、こういう事情があるからという形で、この一文が収められているんだらうと理解しておりますけれども、一般の民間の業者さんに、この一文の意図というのは十分伝わるかなということなんですけれども、基本的に、これまで協力関係にあった客体に長年、この調査に協力していただいている客体が選定されているという意図もあるわけですね。

○亀田課長 そうですね。まさにここに書いてございますように、可能な限り固定しているというところで、従来固定的にやっていたというのと、確認事項のところでも、毎回100%という実績も出ておりますので、その点は、そういったところから理解していただけるのではない

かと思っております。

○小林副主査 では、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 では、時間になりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 それでは、本日の御指摘を踏まえまして、実施要項(案)の修正を、またあわせて実施要項(案)の公表及び意見募集をさせていただければと思います。

本日の御指摘及び意見募集結果を反映させた実施要項(案)の修正につきましては、次回の入札小委員会の審議の際に御確認をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小林副主査 それでは、本日、実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、農林水産省におかれましては、本日の審議や、今後実施していただく予定の実施要項(案)に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で各委員に結果を送付させていただきます。

本日は、ありがとうございました。